

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 26 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第57号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(集中管理等に係る事務に関する専決の特例) 第 5 条 (略) 2 前条第 4 項の規定にかかわらず、別に定める物件の購入を目的とする単価契約に関する事務は、地域振興局長が定めるところにより地域振興局企画振興部長（新潟地域振興局にあつては、企画振興部長及び <u>県税部長</u> ）に処理させることができるものとする。 3 (略)	(集中管理等に係る事務に関する専決の特例) 第 5 条 (略) 2 前条第 4 項の規定にかかわらず、別に定める物件の購入を目的とする単価契約に関する事務は、地域振興局長が定めるところにより地域振興局企画振興部長（新潟地域振興局にあつては、企画振興部長及び <u>新津農業振興部長</u> ）に処理させることができるものとする。 3 (略)

附 則

この規則は、平成28年 8 月 29 日から施行する。